

## 相続人の死亡（相続開始）

葬儀の準備・死亡届けの提出

死亡届は7日以内に死亡診断書を添付し市区町村長へ提出する

葬儀費用の領収書などの整理  
（相続財産から控除できる）

3月以内

遺言書の有無の確認  
遺言書があれば家庭裁判所で検認を受ける  
（封がされた遺言書は勝手に開封していけない）

相続財産・負債の概略調査  
相続放棄又は限定承認するかを決定する

## 相続の放棄または限定承認

実施の場合は家庭裁判所に申述する

相続人の確認

被相続人・相続人の戸籍謄本（全部事項照明）  
を取り寄せる。

4月以内

## 所得税の申告と納付

準確定申告：相続人の死亡日までの  
所得を税務署に申告する

相続財産・債務の調査  
相続財産表などのチェックリストを作成する

10月以内

相続財産の評価  
評価の方法は煩雑。わからない点は税務署または  
専門家に相談する

遺産の分割協議と協議書の作成  
相続人全員の実印と印鑑証明書の添付が必要

相続税申告書の作成  
納税の方法、延納・物納の検討をする

## 相続税の申告と納付

被相続人の死亡時の所外税務署に申告と  
ともに納税をする。  
延納・物納をする人はこのときに申請する。

遺産の名義変更の手続き  
不動産の相続登記や預貯金・有価証券の名義書換手続きを行う。